通所型介護予防事業の流れ

	業務の流れ	地域包括支援センター (以下「包括」)	通所型介護予防事業者 (以下「事業所」)	市長寿福祉課(以下「市」)
1	介護予防・日常生活支 接総合事業の申請	○相談者に対し「基本チェックリスト」を実施。事業対象者であった場合、市に「総合事業対象者確認申請書」を提出。		
2	事業対象者の確認			○本人に事業 対象者の旨記 載された「被保 険者証」を送付
3	介護予防ケアマネジメ ント作成	し、アセスメントの実施、 「ケアプラン原案」作成、	○サービス担当者会議に出席 し、ケアプランについて検討 する。 ○利用者本人、包括、事業所 の3者で、目標を共有、目標 達成のためのプログラムを具 体的に検討する。	
4	通所型介護予防事業利 用申請	 (1) 在宅サービス利用申請書 (2) 在宅サービス専用台帳 (3) 介護予防サービス・支援計画書の写し (4) 運動プログラム参加に係るチェックシート※必要時医師の意見書(利用者の自己負担) (5) 利用者基本情報 		
5	通所型介護予防事業開始		○「個別サービス計画書 兼 事前事後アセスメント表」を 作成。1か月ごとに評価を行 う。 ○事後アセスメントの結果を 包括へ報告する。 ※利用中に大きく状況に変化 があった場合も包括へ報告す る。	

資料3

6	評価	○事業所からの報告に基づいて、目標の達成状況を評価する。 ○事業終了の場合、「在宅サービス専用台帳」および「在宅サービス専用台帳」お予防支援・介護・介護・アマネジメント(第1号介護・アマネジメントで表別を提出で表別にであることについて、「かままとにの場合、継続の場合、継続の場合、継続の場合、継続の場合、継続の場合、とについて今後・アジメントで表別を表別であることについて、「介護・アントで、第1号介護・アンドで、第1号介護・アンドで、第1号介護・アンドで、第1号介護・アンドで、第1号介護・アンドで、第1号介護・アンドで、第1号介護・アンドで、第1号介護・アンドで、第1号介護・アンドで、第1号介護・アンドで、第1号介護・アンドで、第1号介護・アンドで、第1号介護・アンドで、第1号介護・アンドでは、		
7	利用実績報告および請求	表」を市へ提出	○プログラムを実施した月ごとに契約書で示す期日に従って、市へ実績報告する。	
8	委託料支払い			○契約書で示 す期日に従っ て市は事業所 へ委託料を支 払う。